

# 株式会社 コスモスコーポレーション

## 介護職員初任者課程養成講座(通学)学則

### (開講の目的)

第1条 この研修は、老人福祉法や介護保険法の定義を踏まえ、重度障害者が地域の中で安心して生活を送るために提供されるべき支援の担い手を育成し、地域福祉の貢献に寄与することを目的とします。また、指導に当たっては、個人の尊厳を尊重できる介護職員になっていただくよう配慮したいと考えています。

### (研修の名称)

第2条 研修事業の名称は次の通りとします。

名 称:コスモス介護職員初任者研修課程

### (実施場所)

第3条 研修事業で使用する講義及び演習会場は、下記の場所とします。

愛知県名古屋市昭和区福江2-13-25 コスモビル3F

### (研修期間)

第4条 当研修期間はおおよそ8ヶ月程度といたします。

### (カリキュラム及び使用する教材)

第5条 本研修のカリキュラムと使用する教材は、下記のとおりです。

(1)研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは、別紙「研修カリキュラム表(様式第3-1号)」のとおりとします。

(2)使用教材は、(株)QOLサービス「介護職員初任者研修テキスト」とします。

### (講師氏名及び職名)

第6条 研修を担当する講師氏名及び職名は、別紙「講師一覧表(様式第4)」のとおりとします。

### (実習施設)

第7条 当研修では実習は行いません。

### (研修終了の認定方法)

第8条 第5条に定めるカリキュラムをすべて履修し、筆記試験において評価がC以上の者を修了と認定いたします。

[認定基準](100点を満点評価とします。)A=90点以上「説明できる」(具体的に説明できるレベル) B=80~89点「概説できる」(だいたいのところを説明できるレベル)

C=70~79点「列挙できる」(知っているレベル) D=70点未満

なお、「研修カリキュラム表」の「9. ところとからだのしくみと支援技術」内において、介護に必要な基礎知識の理解度、及び生活支援技術の習得状況の評価を、実技試験も併せた

方法により実施します。

(科目の免除)

第9条 本研修の受講対象者は、「介護業務実務経験証明書」の提出により、愛知県介護員養成研修事業者指定事務処理要領別紙4に定めるところのカリキュラムを免除することができる。

(募集時期)

第10条 本研修の募集時期は次のとおりです。

令和2年10月20日～令和2年11月15日

(受講資格)

第11条 介護全般に関して興味を持ち、介護研修終了後、介護業務に就業する意思を有する者

(受講定員)

第12条 本研修の定員は次のとおりです。

6名

(受講手続)

第13条 受講手続きは次のとおりとします。

(1) 研修受講希望者は、当法人研修事業部宛てに受講希望の旨を連絡します。募集期間内でありかつ確実であれば方法は問いません。電話、口頭、FAX等でも可能です。

(2) 当法人研修事業部は、応募者の実務実績等を考慮し、必要に応じて面接審査を行った上で受講者の決定を行い、受講決定者のみに電話で通知を行います。

(3) 受講決定者は、指定された期日までに資料代を納入します。納入方法は直接持参または振込とします。ただし、一度納入した資料代はいかなる理由があっても返還致しません。

(研修参加費用)

第14条 本研修の参加費用は、下記のとおりです。

(1) 区分:金額:納付期限

受講料:52,800円:申込時

介護職員初任者研修テキスト代3,000円:申込時

合計:55,800円(税抜)

(2)母子家庭の方、年齢60歳以上の方及は、第14条(1)記載の参加費用の10%を割引いた額を、又、研修終了後に弊社取引先企業内にて、介護職員に従事される方は、20%を割引いた額を参加費用とします。

(研修出席者の取扱い)

第15条 理由の如何にかかわらず、研修開始から20分以上遅刻した場合は、欠席としま

す。やむを得ず欠席する場合には、電話等で当法人に必ず連絡するとします。

(研修欠席者に対する補講の方法及び補講に係る費用の取り扱い)

第16条 本研修の講義及び演習の一部を欠席した者は、欠席した時間に相当する時間を、担当講師による補講を受けることにより、当該科目を終了した者とみなす。補講の上限は総時間数の一割までとします。補講に関する受講料については、1時間当たり2,000円とします。また、補講の実施は当法人において実施いたします。

(受講の取消し)

第17条 次の各号の一に該当する者は、受講を取消することができます。

- (1)学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者
- (2)就職意欲が欠ける者.
- (3)講師、又は事務局の指示に従わない者
- (4)研修の秩序を乱す者
- (5)その他、受講者として遵守すべき事項から著しく逸脱した者

(研修の延期・中止等の不慮の事態における対応)

第18条 本研修において天災その他やむをえない事情により研修の継続が困難となった場合は、中止または延期の措置をとる。延期の場合は、新たな日程を示し研修を開始することといたします。中止の場合は、次回の開講に振り替え研修を継続することといたします。万一、研修継続不可能な場合は当法人が責任を持って他の養成機関を紹介し、受講生の研修の継続、修了に最大限の努力を払うこととします。

(苦情対応窓口と個人情報等の対応について)

第19条 研修事業の実施に当たり次のとおり必要な措置を講じる事とします。

- (1)研修に関して下記の苦情等の窓口を設けて、担当者として責任者の山際がその対応をします。

※苦情対応部署:(株)コスモスコーポレーション (電話)052-884-7301

(FAX)052-884-7302

- (2)事業所が本研修実施により知り得た個人情報を、第三者に知らせたり 又は、不当な目的に使用しません。
- (3)受講者等が実習等で知り得た個人情報を、第三者に知らせたり又は、不当な目的に使用することのないよう指導を行います。

第20条 修了者管理については、次により行います。

- (1) 修了者は修了者台帳に記載し、愛知県で指定された様式に基づき知事に報告します。
- (2) 修了者の出席・成績に関する書類、実習修了確認書、受講者及び修了者に関する台帳は、当法人研修事業部にて愛知県が定める期間、これを保管します。
- (3) 修了証明書等の紛失等があった場合は、修了者の申し出により再発行を行います。

(修了証明書の交付)

第21条 第8条により修了を認定された者は、当法人においてにて修了証明書及び、修了証明書(携帯用)を交付します。

(本人確認について)

第22条 当法人は、受講者に対し受講申込受付時又は初回の講義時において、次に掲げるいずれかの方法により本人確認を行います。また、いずれかの方法で確認したのかについて記録を残し、実績報告書提出時に知事に報告します。

- ・ 戸籍謄本、戸籍抄本又は住民票の提出
- ・ 住民基本台帳カード、在留カード等の提示
- ・ 健康保険証、運転免許証、パスポート、年金手帳等の提示
- ・ 国家資格を有する者については、免許証又は登録証の提示

(施行細則)

第23条 この学則に必要な細則及び、この学則に定めのない事項で必要があると認められるときは、当社がこれを定めます。

(附則)この学則は、令和2年9月1日から施行します。